◎移動販売事業運営費補助金の交付に係るチェックリスト

以下の各項目を確認し、右側の確認欄にチェックするとともに、3ページ目に日付、所在地、名称等を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 注意事項 | 確認 |
| **①補助対象事業について** |
| 移動販売とは、主に買物弱者を対象に、予め巡回するコース・時間を設定して、自動車により生鮮三品（鮮魚・青果・精肉）、その他の日用生活物資を販売するものをいいます。※車内で調理した食品等を販売するもの（キッチンカー）、特定の住宅や施設を訪問して販売を行うもの（訪問販売）は補助の対象になりません。 |  |
| 補助の対象となる事業期間は、交付決定（令和7年5月以降を予定）の日から令和8年1月31日までです。 |  |
| **②補助対象経費（燃料費）について** |
| 　補助金の交付決定は、移動販売を行う「車両」に対して行います。複数台の車両で移動販売を行っている場合は交付決定を受けた車両の分だけが補助の対象となります。※交付決定を受けていない車両に給油した燃料の費用は対象として認められません。※「交付決定を受けた車両に係る経費」と「交付決定を受けていない他の車両に係る経費」を明確に区別できない場合は対象経費として認められませんので、領収書等は車両ごとに管理してください。 |  |
| 　交付決定を受けた車両を、移動販売事業（巡回による販売・商品の仕入れ）以外に使用する場合は、移動販売事業に要する経費と他の経費を明確に区別してください。※区別の方法としては、移動販売を行った日のうちに使用分の燃料を給油するなどが考えられます。※他の業務（補助対象外のもの）と明確に区別できない場合は、対象経費として認められません。 |  |
| 　各種ポイントを用いて支払を行う場合、ポイントで支払った分は対象経費として認められません。 |  |
| **③補助対象経費（消耗品費・広告宣伝費）について** |
| 　消耗品については、マスクや消毒液など、事業の実施に必要な物品の購入費用を対象としています。※金庫、小型冷蔵庫、タブレット端末等は、金額にかかわらず備品として取り扱いますので、これらの購入に係る費用は対象として認められません。※消耗品に当たるか不明なものについては、必ず購入前にご相談ください。 |  |
| 車両整備に係る消耗品については、オイルや経年により交換が必要となる部品（タイヤ、電球等）の交換費用を対象としています。※車検費用や大規模な修繕に係る費用は対象として認められません。※消耗品に当たるか不明なものについては、必ず購入前にご相談ください。 |  |
| 　広告宣伝費については、チラシの作製費用、新聞広告等の出稿費用を対象にしています。※販促用の手土産（お菓子等）や物品（ボールペン等）の購入費用は対象として認められません。 |  |
| 　対象経費として認められるのは、令和8年1月31日までの事業実施に必要な物品に限られます。※事業期間終了間際にマスクやオイルなどを大量購入した場合は、対象として認められません（1月31日までに購入すればよいというものではありません）。 |  |
| 　各種ポイントを用いて支払を行う場合、ポイントで支払った分は対象経費として認められません。【再掲】 |  |
| **④実績報告について** |
| 　1月31日に事業が完了した後、2月20日までに実績報告を行っていただきます。実績報告書には、支払った全ての経費について、支払の事実を証する資料（領収書等）を添付いただく必要がありますので、領収書等は適切に保管してください。※領収書等がないもの、印字が読み取れないものについては、対象経費として認められません。 |  |
| 　何を購入したか不明な領収書は、支払事実を証する資料として認められません。但し書きに購入品目を明記してもらう、別途支払明細を発行してもらうなど、購入品目が分かるようにしてください。（例）○「オイル交換代として」、「タイヤ購入費用として」　×「車両整備費用」 |  |
| 　実績報告書の添付書類については、Ａ４サイズ以外受け付けません。レシートそのものを提出いただくことはできませんので、Ａ４用紙にコピー又は貼付してください。※レシート原本をＡ４用紙に貼付していただくことは構いませんが、ご提出いただいた原本は返却しません。 |  |
| **⑤補助金の支払について** |
| 　お支払いする補助金の額は、「実際に支払った経費の1/2」（実績報告を受けて確定）と「交付決定額」を比較して、少ない方の額となります。※交付申請額・交付決定額をそのままお支払いするわけではありません。※補助率は1/2です。 |  |
| 　補助金の支払時期は、3月中旬以降の見込みです。※実績報告を受けて県で補助金額を確定した後に、請求書を提出していただきます（実績報告書に不備がある場合には、補助金の支払時期が遅くなります）。※請求書の受理後、約2週間後に指定の口座に振り込みます。 |  |
| **⑥事業の中止・事業内容の変更について** |
| 　交付決定を受けた後、以下に該当する場合は、知事の承認を受ける必要があります。承認を受けずに事業を実施した場合には、補助金をお支払いできませんので、該当しそうな場合には、事前にご相談ください。・事業期間の途中で事業を取りやめる・故障や買替え等の理由で、事業に使用する車両を変更する・週当たりの事業実施日数を大きく変更する　※お盆や正月休みなど、一時的に日数が変動するものを除く・販売ルートを大きく変更する（申請書に記載していない市町村を販売ルートに追加するなど） |  |

　上記の注意事項を理解した上で、令和7年度「移動販売事業運営費補助金」の交付を申請します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和7年　　月　　日

所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者